

第1条 (本規約の目的)

1. 本規約は、Blue Planet-works グループ（株式会社 Blue Planet-works 及びその関連会社）の一員である株式会社 BPw（以下「BPw」といいます。）が提供し、以下に定義される対象ソフトウェアのサポートサービス（以下「本サポート」といいます。）の内容及び条件を定めるものです。
対象ソフトウェアに関するサポートは、BPw 又はその委託を受けた者により、本規約に従って行われるものとします。
2. お客様は、BPw が別途定める手続により有償サポートを購入することにより、本規約に同意したものとみなされ、BPw とお客様との間に、本規約に定める内容によりサポート契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。

第2条 (定義)

本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味を有するものとします。

(1) 対象ソフトウェア

BPw が提供する、BPw が提供するセキュリティ機能をエンドポイント（ネットワークに接続された各コンピュータ端末等）で利用可能にするための「エージェント」のインストールパッケージ生成機能を中心とした、管理サーバー用のソフトウェアをいい、本規約においては、当該ソフトウェアにより生成されたインストールパッケージ及び当該インストールパッケージによりインストールされたエージェントを含むものとします。また、それらに対して BPw が随時提供するマイナーアップデート版及び修正プログラム（バージョンアップ製品に該当するものを除きます。）、並びに当該ソフトウェア、マイナーアップデート版又は修正プログラムとともに提供される説明文書その他の資料を含みます。

(2) 関連データ

対象ソフトウェアを使用するにあたり、対象ソフトウェアの機能により、又はお客様の行為により、コンピュータ又はストレージ上に作成されるデータをいいます。また、関連データには、エージェント及びインストールパッケージ本体を含みます。

(3) 説明資料

第1号に規定する説明文書その他の資料をいいます。

(4) 確認文書

本規約とは別にお客様に提供される、対象ソフトウェアの有償サポートサービスの購入の確認の文書（コンピュータの画面に表示されるもの、その他電子的に提供されるものを含みます。）をいいます。

(5) バージョンアップ製品

BPw が対象ソフトウェアの後継ソフトウェアとして提供又は販売する製品をいいます。

(6) バージョンアップ

対象ソフトウェアに代えて、バージョンアップ製品をインストールすることをいいます。

(7) エージェント

対象ソフトウェアにより生成されるインストールパッケージを用いてエンドポイント（ネットワークに接続された各コンピュータ端末等）にインストールされる、BPw が提供するセキュリティ機能を利用可能にするためのソフトウェアをいいます。

(8) インストールパッケージ

対象ソフトウェアにより生成される、エージェントをインストールするためのソフトウェアをいいます。

第3条 (サポートの対象)

1. 本サポートは、次の各号に掲げる条件が満たされる場合に、お客様自身が使用する、BPwにより正規にライセンスされた対象ソフトウェアであって、有償サポートのご購入時に確認文書において本サポートの対象として特定されたものを対象として提供されます。
 - (1) BPwが別途定める手続により有償サポートをご購入済みであること。
 - (2) ご購入時に指定された条件に従いサポート料金が支払われていること。
2. 本規約、対象ソフトウェアに適用されるBPwソフトウェア使用許諾契約書その他関連する文書に基づき、正規に対象ソフトウェアのバージョンアップが行われた場合には、BPwが別途指定しない限り、バージョンアップ製品のサポートについても本規約が引き続き適用されるものとします。

第4条 (サポートの内容)

1. 本サポートの内容は、次のとおりとします。
 - (1) 対象ソフトウェアの導入の支援
 - (2) 対象ソフトウェアの基本的な操作方法に関するお問い合わせへの対応
 - (3) 対象ソフトウェアの機能に関するお問い合わせへの対応
 - (4) 対象ソフトウェアの技術的なお問い合わせへの対応
 - (5) 対象ソフトウェアのバージョンアップ製品の提供
 - (6) 対象ソフトウェアのバージョンアップの支援
2. BPwは、メールサーバーの障害、メンテナンスその他のやむを得ない事情により、本サポートの全部又は一部の提供を中止し、内容を変更し、又は一時的に停止する場合があります。
3. BPwは、都合により、1ヶ月前までにお客様に通知することにより、本サポートの全部又は一部を廃止することができます。
4. BPwは、前2項の規定による本サポートの提供の中止、内容の変更、一時停止又は廃止によりお客様が被った損害について、一切の責任を負いません。

第5条 (サポートの提供方法)

1. 本サポートは、お客様からBPwの指定するサポート用メールアドレス宛にいただいた電子メールによるお問い合わせに返信するという形態で提供します。ただし、前条第1項第5号に定めるバージョンアップ製品の提供については、次条に定めるところによります。
2. お客様からのお問い合わせの電子メールは、24時間365日受け付けます。BPwからのご回答は、原則として、月曜日から金曜日（祝日、年末年始及びBPwが指定する休業期間を除きます。）の午前10時から午後5時半の間にご提供します。ただし、都合により、時間外のご回答となる場合もございますので、ご了承ください。
3. お客様は日本語でお問い合わせを行うものとし、BPwからのご回答は、日本語で提供されます。
4. BPwは、本サポートに関し、電話、FAX、指定したメールアドレス以外に送付されたメール、外国語によるお問い合わせその他前3項に定める方法以外の方法によるお問い合わせは受け付けません。また、前3項に定める方法以外による本サポートの提供はいたしません。ただし、BPwが適切と認める場合に限り、その完全な裁量により、前3項に定める方法以外の方法で本サポートを提供することがあります。
5. お客様からのお問い合わせ及びBPwからのご回答の受領に要する費用は、お客様の負担とします。

第6条 (バージョンアップ製品の提供)

BPwは、本サポートの対象となるお客様を対象に、対象ソフトウェアのバージョンアップ製品を提供します。BPwは、バージョンアップ製品をリリースする場合には、その旨を公表し、又はお客様に通知します。なお、対象ソフトウェアをバージョンアップした場合、既にインストールされたエージェントも同時にバージョンアップされる場合があります。

第7条 (本サポートの委託)

BPw は、その裁量により、本サポートの提供及びそれに伴う業務の全部又は一部を、お客様の承諾なく、その指定する第三者に委託することができるものとします。

第8条 (サポート対象外の事項)

本規約の他の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項は、本サポートの対象外とします。

- (1) 対象ソフトウェア以外の製品若しくは他社の製品に関する事項、又は対象ソフトウェアとそれらとの組み合わせに関する事項
- (2) お客様独自の使用環境又は他社により提供される使用環境（オペレーティングシステム、ハードウェア、ネットワーク等）に関する事項
- (3) BPw が指定する動作環境以外の環境での使用に関する事項、又は高度医療機器、交通機関その他極めて高度の安全性が要求され、安全性が確保されない場合には人の生命若しくは身体に対する重大な危険が生じる可能性のある環境での使用に関する事項
- (4) 説明資料に従わない態様での使用その他不適切な使用に起因して生じた事項
- (5) 天災、事故その他不可抗力により生じた事項
- (6) お客様独自の関連データの内容に関する事項
- (7) 対象ソフトウェアの改変又は改変された対象ソフトウェアの使用に関する事項
- (8) 対象ソフトウェアの設計、構成又はプログラミングに関する事項
- (9) BPw が定める製品サポート期間が経過した製品に関する事項
- (10) 外国での使用又は外国語の使用環境での使用に関する事項

第9条 (お客様の責任)

1. お客様は、専ら自己の責任において、本サポートにおいて提供された情報を利用し、本サポートにおいて教示された事項を実施するものとします。BPw は、お客様が本サポートを利用し、又は本サポートの内容に従ったことにより生じた結果について、いかなる責任も負いません。また、お客様と第三者との紛争が生じた場合も、同様とします。
2. お客様は、本サポートにおける BPw の円滑な回答が可能となるよう、BPw に対し、必要な情報を提供するものとします。また、BPw から追加の情報の要求があった場合には、これに誠実に対応します。お客様から十分な情報を得られない場合、BPw は、本サポートを提供する義務を負いません。
3. お客様は、本サポートにおいて提供された情報を利用し、又は本サポートにおいて教示された事項を実施する前に、データのバックアップその他必要な情報の保存を行うものとします。BPw は、お客様が本サポートを利用し、又は本サポートの内容に従ったことによりデータが消失した場合であっても、いかなる責任も負いません。
4. お客様は、本サポートを利用したこと、本サポートの内容に従ったこと、本契約の解除又は終了により本サポートが利用できなくなったこと、その他本サポートに関連して、BPw 又はお客様が第三者から金銭その他の請求を受け、又は第三者との間に紛争が生じた場合には、自己の費用と責任でそれらを解決するものとし、BPw が当該請求若しくは紛争又はそれらの解決に関して被った損害(合理的な弁護士費用を含みます。)を直ちに賠償するものとします。

第10条 (保証の制限)

1. BPw (BPw から委託を受けて本サポートを提供する者を含みます。以下次条までにおいて同様とします。)は、次の各号に掲げる事項を含め、本サポートに関し、いかなる明示又は黙示の保証もいたしません。お客様は、BPw に対し、明示又は黙示の保証に違反したことを理由とするいかなる請求もできないことに同意します。
 - (1) お客様のお問い合わせの内容を完全に解決し、又はお客様の要求を満足させるものであること

- (2) 本サポートにより対象ソフトウェアの正常な作動が可能となること
 - (3) 本サポートにより対象ソフトウェアの瑕疵が修正されること
 - (4) 第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと
 - (5) コンピュータウイルス、マルウェア等の脅威又は不正アクセスに対処できること
2. BPw により公表され、又はお客様に口頭若しくは書面により提供された一切の説明、助言、仕様その他の情報は、新たな保証を行い、又はその他いかなる意味においても本契約に基づく保証の範囲を拡大するものではありません。

第 11 条 (責任の制限)

1. BPw が、本サポートの内容の誤りその他の瑕疵又は本契約の債務不履行についてお客様に対して負う責任は、本サポートの再度の提供に限られます。ただし、本サポートの再度の提供が不可能又は不適切であると BPw が判断したときは、本サポートの再度の提供に代えて、当該瑕疵又は債務不履行があった部分に相当するサポート料金をお客様に返還することができます。
2. BPw が、法令上、本契約の債務不履行又は本契約に関してなされた不法行為を理由として、お客様に対して損害賠償責任を負う場合には、その範囲は、当該債務不履行又は不法行為に起因して生じた直接かつ通常の損害に限るものとします。この場合、損害賠償の金額は、当該損害賠償責任が生じる原因が生じる直前の 1 年間に、お客様が本サポートに関して支払ったサポート料金を超えないものとします。
3. 前 2 項の規定に定める責任を除くほか、BPw は、お客様その他の第三者に対し、前 2 項に規定する範囲を超えて、業務の停止、事業機会の逸失、営業上の信用の喪失、予想される省力化の不達成、コンピュータの故障又はデータの破損による損害その他対象ソフトウェア、バージョンアップ製品若しくはそれらの複製物又はサポートサービスに関連して生じる一切の直接的損害、間接的損害、特別損害、付随的損害又は派生的損害について、責任を負いません。
4. BPw により公表され、又はお客様に口頭若しくは書面により提供された一切の説明、助言、仕様その他の情報は、新たな責任を引き受け、又はその他いかなる意味においても本契約に基づく責任の範囲を拡大するものではありません。

第 12 条 (所有権及び著作権等)

本サポートにより提供される情報又はそれらの複製物の著作権その他の知的財産権、それらに関する標章の商標権、その他本サポート又は対象ソフトウェア、バージョンアップ製品若しくはそれらの複製物に関する一切の権利は、全て Blue Planet-works グループ (Blue Planet-works グループから委託を受けて本サポートを提供する者を含みます。) に帰属するものとします。

第 13 条 (守秘義務)

1. お客様は、本契約及び本規約の内容、提供を受けた本サポートの内容その他対象ソフトウェア若しくはバージョンアップ製品又はそれらのサポートに関して知り得たあらゆる情報 (以下「秘密情報」といいます。) を、対象ソフトウェアの使用の目的以外に使用せず、また、BPw の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示しないものとします。
2. 次の各号に掲げる情報は、秘密情報には含まれないものとします。
 - (1) 知得の時点で既に公知である情報
 - (2) 知得後、自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (3) 知得の前から自己が保有していた情報
 - (4) 秘密保持義務を負うことなく第三者から入手した情報
 - (5) 前項の情報に依拠することなく独自に開発した情報
3. 第 1 項の規定にかかわらず、お客様は、法令又は裁判所若しくは政府機関により秘密情報の開示を義務付けられた場合には、当該義務を履行するのに必要な限度で、秘密情報を開示することができるものとします。ただし、この場合において、お客様は、開示を義務付けられた旨及び開示する情報の項目を BPw に対して速やかに通知するものとします。

第14条（個人情報の利用）

BPwは、お客様の個人情報を、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令及びBPwが別途定める個人情報の保護に関する方針に従い、同方針に定める利用目的に利用するものとし、お客様は、これに同意します。

第15条（サポート期間）

1. 本サポートの期間は、有償サポートのご購入時に、確認文書において指定された期間（以下「本サポート期間」といいます。）とします。
2. BPwは、対象ソフトウェア及びそのバージョンアップ製品ごとに、製品サポート期間を定め、又は定められた製品サポート期間を変更することができます。本サポート期間の途中であっても、本契約に基づく本サポートの対象となる製品の製品サポート期間が終了した場合には、本契約は自動的に終了します。

第16条（本契約の終了）

1. 本契約は、本契約成立時からその効力を生じ、本サポート期間が満了し、又は次項、第3項、第4項若しくは次条第3項の規定により本契約が解除され、若しくは終了するまで、その効力を有します。
2. BPwは、次の各号に掲げる場合、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) お客様が、有償サポートのご購入時に指定された支払期限までに、サポート料金を支払わない場合
 - (2) お客様が本規約のいずれかの条項に違反した場合
3. 本契約に基づき本サポートの対象となっている製品に係るライセンス契約が終了したときは、本契約も自動的に終了します。この場合は、お客様は、本サポート期間の残存期間に対応するサポート料金の支払義務を免れ、既に支払済みのものがあるときは、返還を受けることができます。
4. お客様は、1ヶ月前までにBPwが別途定める方法で通知をすることにより、本サポート期間の途中であっても、本契約を解約することができます。この場合であっても、BPwは、支払済みのサポート料金を返還いたしません。
5. BPwは、本契約の解除又は終了によりお客様又は第三者が被った損害について、いかなる責任も負いません。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜グループもしくは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下「暴力団等」といいます。）
 - (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様は、自己又は第三者をして次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを誓約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて Blue Planet-works グループの信用を毀損し、又は Blue Planet-works グループの業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. お客様が第1項又は前項の誓約に違反したときは、前条第2項及び第5項の規定が適用されるものとします。

第18条 (一般条項)

1. 本契約の譲渡等

(1) お客様は、本契約上の地位又は本契約に基づき生じる権利若しくは義務の全部又は一部を、BPwの書面による事前の同意なく、第三者に譲渡し、第三者に対して担保提供し、その他処分することはできません。

(2) BPwは、お客様の同意なく、その事業の全部又は一部を譲渡することに伴い、本契約上の地位を第三者に譲渡することができるものとします。

2. 適用法令の遵守

お客様は、対象ソフトウェアの使用に関して適用される法令(各国の輸出入規制法令を含みます。)及び条約を遵守する責任を負うものとします。

3. 分離可能性

本規約の条項の全部又は一部が違法、無効又は執行不可能であると判断された場合であっても、当該条項は、法令により許容される限度で引き続きその効力を有するものとし、また、本規約の残りの条項は、引き続きその完全な効力を有するものとします。

4. 権利放棄

本契約によりBPwに対して与えられた権利の放棄は、書面によってのみ放棄されます。BPwが本契約により与えられた権利を行使しない場合であっても、BPwが当該権利を放棄したとみなされることはありません。また、BPwによる一部の事象に対する権利の放棄は、他の事象に対する権利の放棄とみなされることはありません。

5. 通知

(1) お客様が有償サポートのご購入、対象ソフトウェアの使用開始又はバージョンアップの際に記載した住所、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスは、お客様に対する通知先となります。

(2) BPwからお客様に対する通知は、お客様の住所、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス宛に、郵送、ファクシミリ又は電子メールによりなされるものとし、それがお客様に到達したとき(到達しなかった場合は、通常到達すべきとき)に、有効になされたものとみなされます。

(3) お客様は、通知先に変更がある場合には、直ちに、BPwに届け出なければなりません。お客様が届出を怠ったときは、BPwからの通知はBPwが把握する通知先に対して発すれば足りるものとし、BPwは、通知が現実に到達しなかったことによりお客様に生じた損害について、いかなる責任も負いません。

(4) 前各号の規定にかかわらず、BPwは、対象ソフトウェアの機能を通じてお客様のコンピュータの画面上に通知を表示させることがあります。この場合においては、画面上に通知内容が表示されたときに、通知が有効になされたものとみなします。

6. 完全合意

(1) 本契約は、本規約に規定する事項に関するBPwとお客様との間の完全かつ排他的な合意を構成するものであり、BPwによって本契約に優先する旨が明示された場合を除き、本契約成立以前のいかなる合意、通知、説明及び提案(それらが書面によるか、電子的方法によるか、口頭によるかを問いません。)並びに対象ソフトウェア又は本サポートに関して公表され、又はお客様に提供されるいかなる文書(電子的なものを含みます。)にも優先するものとします。

(2) 販売業者等BPw以外の者が作成する注文書、確認書、説明書、カタログその他いかなる文書(電子的なものを含みます。)も、本規約の内容を修正し、又は変更する効力を有するものではありません。

7. 修正及び変更

本規約は、BPwによって修正又は変更されることがあるものとし、当該修正又は変更がBPwによって公表され、又はお客様に通知されたと

きに、BPw とお客様との間の本契約の内容も、それに従って変更されるものとします。お客様は、本契約が本項に基づき修正又は変更されうることをあらかじめ承諾します。

第 19 条 (準拠法及び合意管轄)

1. 本契約は日本国の法律に準拠し、それに従って解釈されるものとします。
2. 本契約又は本サポートに関して紛争が生じたときは、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。